

○通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）による改正後の旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 旅行業等

第一節 旅行業及び旅行業者代理業（第三条―第二十二

条）

第二節 旅行サービス手配業（第二十三条―第四十条）

第三章 旅行業協会（第四十一条―第六十三条）

第四章 雑則（第六十四条―第七十三条）

第五章 罰則（第七十四条―第八十三条）

附則

第一章 総則

第一条（目的）

この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の公正な活動を促進するのとにより、旅行業務の増進を図ることを目的とする。旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

第二条（定義）

この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスを提供し、又は旅行者の募集のために、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供するサービスと、運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定め、又は旅行者から依頼により作成するとともに、あらかじめ旅行に関する運送等サービスを提供する者との間に必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスの提供に係る者との間で締結する行為）

二 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス（以下「運送等関連サービス」という。）を旅行者に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスの提供を受ける者との間で締結する行為

三 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

四 運送等サービスの提供を受ける者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

五 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供し、又は取次ぎをする行為

六 前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等サービスから第五号までに掲げる行為に付随して、運送等サービスを提供し、又は取次ぎをする行為

七 第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、運送等サービスを提供し、又は取次ぎをする行為

八 媒介をする行為

九 旅行に関する相談に応ずる行為

十 旅行業の代理業務として、旅行業の営業を行う行為

十一 旅行業の営業を行う行為

十二 旅行業の営業を行う行為

十三 旅行業の営業を行う行為

十四 旅行業の営業を行う行為

十五 旅行業の営業を行う行為

十六 旅行業の営業を行う行為

十七 旅行業の営業を行う行為

十八 旅行業の営業を行う行為

十九 旅行業の営業を行う行為

二十 旅行業の営業を行う行為

二十一 旅行業の営業を行う行為

二十二 旅行業の営業を行う行為

二十三 旅行業の営業を行う行為

二十四 旅行業の営業を行う行為

二十五 旅行業の営業を行う行為

二十六 旅行業の営業を行う行為

二十七 旅行業の営業を行う行為

二十八 旅行業の営業を行う行為

二十九 旅行業の営業を行う行為

三十 旅行業の営業を行う行為

三十一 旅行業の営業を行う行為

三十二 旅行業の営業を行う行為

三十三 旅行業の営業を行う行為

三十四 旅行業の営業を行う行為

三十五 旅行業の営業を行う行為

三十六 旅行業の営業を行う行為

三十七 旅行業の営業を行う行為

三十八 旅行業の営業を行う行為

三十九 旅行業の営業を行う行為

四十 旅行業の営業を行う行為

四十一 旅行業の営業を行う行為

四十二 旅行業の営業を行う行為

5 約をいう。

6 この法律で「旅行サービス手配業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者（外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。）のため、旅行者に対して運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為（取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）を行ふ事業をいう。

7 この法律で「旅行サービス手配業務」とは、旅行サービス手配業を営む者が取り扱う前項に規定する行為をいう。

第二章 旅行業等
第一節 旅行業及び旅行業者代理業

第三条（登録）
旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

第四条（登録の申請）
前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地
- 三 旅行業を営もうとする者のうち、企画旅行（第二条第一項第一号に掲げる行為を行うことにより実施することにより実施するもの）を参加する旅行者の募集をすることとする取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別

四 旅行業を営もうとする者にあつては、旅行業者代理業を営む者及び住所並びに当該旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地

五 旅行業者代理業を営もうとする者にあつては、その代理申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

第五条（登録の実施）
観光庁長官は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合作を除くほか、次に掲げる事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。

2 観光庁長官は、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

第六条（登録の拒否）
該第十九条の規定により旅行業務若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第三十七条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消された日から五年を経過していない者（当該登録を取り消された日から五年を経過した日以前六日から五年を経過していないものを含む。）

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられた日から五年を経過していない者

三 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でない者）に属する者

四 五年を経過しない者

四 申請前五年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に
 五 不正な行為をした者
 六 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
 七 その法定代理人が前各号又は第七号のいづれかに該当す
 八 るもの
 九 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定
 十 を受けて復権を得ない者
 十一 法人であつて、その役員のうち第一号から第四号まで
 十二 又は前号のいづれかに該当する者があるもの
 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 十四 営業所ごとに第十一条の規定による旅行業務取扱管
 十五 理者を確実に選任すると認められない者
 十六 旅行者を営もうとする者であつて、当該事業を遂行する
 十七 ために必要と認められる第四条第一項第三号の業務の範囲
 十八 の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財務的基
 十九 礎を有しないもの
 二十 十一 旅行業者代理業を営もうとする者であつて、その代理
 二十一 する旅行業者が二以上であるもの
 二十二 観光庁長官は、前項の規定による登録の拒否をした場合に
 二十三 おいては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知
 二十四 しなければならない。

第六條の二 (登録の有効期間)
 第六條の二 旅行業の登録の有効期間は、登録の日から起算し
 第六條の二 として五年とする。

第六條の三 (有効期間の更新の登録)
 第六條の三 旅行業の登録の有効期間満了の後引き続き旅行業
 第六條の三 を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、
 第六條の三 観光庁長官の行う有効期間の更新の登録を受けなければなら
 第六條の三 ない。
 第六條の三 第五條から前条までの規定は、有効期間の更新の登録につ
 第六條の三 いて準用する。この場合において、第五條第一項中「登録の番
 第六條の三 号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の番
 第六條の三 年」と読み替へる。
 第六條の三 第三項の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請
 第六條の三 する第五條第二項又は第六條第二項の通知があるまでの間

は、当該申請に係る登録は、前条の登録の有効期間の満了後
 も、なおその効力を有する。
 第四項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたと
 きは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了
 の日の翌日から起算するものとする。

第六條の四 (変更登録等)

第六條の四 旅行業の登録を受けた者(以下「旅行者」とい
 う。)は、第四条第一項第三号の業務の範囲について変更を
 しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、
 観光庁長官の行う変更登録を受けなければならない。
 第五條及び第六条の規定は、前項の変更登録について準用
 する。この場合において、第五條第一項中「次に掲げる事
 項」とあるのは、「変更に係る事項」と、「旅行者登録簿」又
 は「旅行業者代理業者登録簿」とあるのは、「旅行業者登録簿」
 と、第六條第一項中「次の各号のいづれか」とあるのは、「第
 九号又は第十号」と読み替へるものとする。
 第三項 旅行業者又は旅行業者代理業者(旅行業者代理業の登録を
 受けた者をいう。以下同じ。)は、第四条第一項第一号、第
 二号又は第四号(旅行業者代理業者にあつては、同項第一号、第
 二号又は第四号)に掲げる事項について変更があつたときは、そ
 の日から三十日以内に、国土交通省令で定める書類を添付し
 て、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
 第四項 第九條第一項の規定による届出を受理したときは、届
 出があつた事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録
 簿に登録しなければならない。

第七條 (営業保証金の供託)

第七條 旅行業者は、営業保証金を供託しなければならない。
 第七條 旅行業者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入
 官に届け出なければならない。届出を添付して、その旨を観光庁長
 官に届け出たときは、前項の届出をした後でなければ、その事業を
 開始してはならない。
 第四項 旅行業の登録をした場合において、登録の
 通知を受けたときは、その日から十四日以内に旅行業者が第二項の届出をす
 しないときは、その定めるところにより、旅行業者の登録を

5 べき旨の催告をしなければならない。
観光庁長官は、前項の催告をした場合において、同項の規定により定められた期間内に旅行者が第二項の届出をしないときは、当該旅行者の登録を取り消すことができる。

第八條 (営業保証金の額等)

1 前項の旅業者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行者の額(当該旅行者が第三條の登録を受ける事業年度の営業保証金を供託する場合その他の国土交通省令で定める場合にあっては、国土交通省令で定める額)に同じ、第四條第一項第三號の業務の範囲の別ごとに、旅行者の旅行業者と旅行者の必要性を考慮して国土交通省令で定めるところにより算定した額とする。

2 旅業者は、前項の国土交通省令の改正があつた場合において、その施行の際に供託している営業保証金の額が当該国土交通省令の改正により供託すべきこととなる営業保証金の額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

3 前條第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同條第四項中「旅行業者の登録をした場合」において、「項の通知を受けた日から十四日以内」とあるのは、「次條第一項の国土交通省令の改正があつた場合において、その施行の日から三箇月以内(その施行の日から三箇月を経過する日)の日から百日を経過する日までの間」と読み替へる。

4 旅業者は、第一項の国土交通省令の改正があつた場合において、その施行の際に供託している営業保証金の額が当該国土交通省令の改正により供託すべきこととなる営業保証金の額を超えているときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。

5 前項の規定による営業保証金の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

6 営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定めるところにより、国債

7 (社債、株式等の振替に關する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八條第一項に規定する振替債を含む。)をもつて、これに充てることのできる。
もつて、これに充てることのできる。
供託所にしなければならない。

第九條 (営業保証金の追加の供託等)

1 旅業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が前條第一項に規定する額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

2 第七條第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同條第四項中「旅行業者の登録をした場合」において、「毎事業年度終了後」において、「その終了の日」の翌日から百日以内」と読み替へるものとする。

3 旅業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が前條第一項に規定する額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。

4 前條第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合の準用する。

5 おいて、第六條の第一項の変更登録を受けた場合に規定する額に不足しているときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

6 第七條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。

7 旅業者は、第五項に規定する額を超えていることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。

8 前項の規定による営業保証金の取戻しは、当該営業保証金の取戻しに關する事項は、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定めるところにより、国債

9 した時から十年を経過したときは、この限りでない。
前項の規定による公告その他営業保証金の取戻しに
要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

第十條 (取引額の報告)
旅行業者は、毎事業年度終了後百日以内に、国土交通
省令で定めるところにより、その事業年度における旅行業務
に関する旅行者との取引の額を観光庁長官に報告しなければ
ならない。

第十一條 (旅行業者代理業者の事業の開始)
旅行業者代理業者は、その代理する旅行業者(以下
「所屬旅行業者」という。)が第七條第二項(第九條第六項
において準用する場合を含む。)の規定による届出をした後
でなければ、その事業を開始してはならない。

第十二條 (旅行業務取扱管理者の選任)
旅行業者又は旅行業者代理業者(以下「旅行業
者等」という。)は、営業所ごとに、一人以上の第六項の規
定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所
における旅行業務に関する取引に係る取引条件の明確性、
旅行に関するサービス(運送等サービス及び運送等関連サー
ビスをいう。以下同じ。)の提供の確実性及び運送等関連サ
正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国
交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務
を行わせなければならない。
2 旅行業者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選
任した者の全てが第六條第一項第一号から第六号までのい
れ、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、そ
い。営業所において旅行業務に関する契約を締結してはなら
ない。
3 第一項の規定は、旅行業務を取り扱う者が一人である営業
所についても適用があるものとする。
4 旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者
となることができない。旅行業務取扱管理者を選任しな
5 ならない営業所が複数ある場合において、当該複数の営業所

が近接して管理しているときとして国土交通省令で定めるときは、旅
行業務取扱管理者は、前項の規定にかかわらず、その複数の
営業所を通じた一人でも足りる。ただし、当該旅行業務取扱
管理者の事務負担が過重なものとなる場合、その他の当該複
営業者の場合として国土交通省令で定める場合は、この限り
ない。
6 旅行業務取扱管理者は、第六條第一項第一号から第六号ま
で、旅行業務取扱管理者は、第六條第一項第一号から第六号ま
ならぬ。旅行業務取扱管理者は、第六條第一項第一号から第六号ま
他の国土交通省令で定める地域内のものみならず、当該旅行
業務を取り扱う営業所内には、当該旅行業務取扱管理者の所在
は、地域限定旅行業務取扱管理者試験(当該営業所の所在す
る地域に係るものに限る。)に合格した者
二 (前項の営業所を除く。)に合格した者
三 試験に合格した者
三 前項の旅行業務取扱管理者試験に合格した者
七 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者として、三年以上五
年以内において、国土交通省令で定める期間ごとに、三年以上五
年に必要ない。旅行業務取扱管理者は、旅行業務取扱管理者
二に必要ない。旅行業務取扱管理者は、旅行業務取扱管理者
ば、観光庁長官は、旅行業者等が実施する研修を受けさせな
八 観光庁長官は、旅行業者等が実施する研修を受けさせな
と認めるべきことを勧告すること、期限を定め、必要ない
九 観光庁長官は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧
告に従わないときは、第七項の規定による勧告を受けること
十 旅行業者等は、第七項の規定による勧告を受けること
力その他の向上を図るため、苦情の措置を講ずるよう努めなければならぬ

い。

第十一條の三 (旅行業務取扱管理者試験)

旅行業務取扱管理者試験は、旅行業務取扱管理者の職務に必要知識及び能力について、観光庁長官が行う。

2 旅行業務取扱管理者試験は、総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験及び地域限定旅行業務取扱

3 観光庁長官は、第四十一條第二項に規定する旅行業協会が第一項の知識及び能力に關して実施する研修の課程を修了し

4 旅行業務取扱管理者試験の一部を免除することができる。旅行業務取扱管理者試験に關し不正の行為があつたときは、観光庁長官は、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。試験を受けさせないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十二條の二 (料金の揭示)

旅行業務取扱業者は、事業の開始前に、旅行者から收受する定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の料金は、国土交通省令で定める基準に従つて定められたものでなければならぬ。

3 旅行業者代理業者は、その営業所において、所属旅行業者が第一項の規定により定めた料金を旅行者に見やすいように揭示しなければならない。

第十二條の二 (旅行業約款)

旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱に關する契約に關し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。国土交通省令・内閣府令で定め

2 旅行業務取扱業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に關し、契約を締結しようとするときは、旅行業者が依頼しようとする旅行業務の内容を確定したとき、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件については、旅行業者が説明するときは、その取

3 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に關し、契約を締結しようとするときは、旅行業者が依頼しようとする旅行業務の内容を確定したとき、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件については、旅行業者が説明するときは、その取

2 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に關し、契約を締結しようとするときは、旅行業者が依頼しようとする旅行業務の内容を確定したとき、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件については、旅行業者が説明するときは、その取

2 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に關し、契約を締結しようとするときは、旅行業者が依頼しようとする旅行業務の内容を確定したとき、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件については、旅行業者が説明するときは、その取

2 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に關し、契約を締結しようとするときは、旅行業者が依頼しようとする旅行業務の内容を確定したとき、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件については、旅行業者が説明するときは、その取

2 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に關し、契約を締結しようとするときは、旅行業者が依頼しようとする旅行業務の内容を確定したとき、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件については、旅行業者が説明するときは、その取

2 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に關し、契約を締結しようとするときは、旅行業者が依頼しようとする旅行業務の内容を確定したとき、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件については、旅行業者が説明するときは、その取

2 観光庁長官は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつてしなければならない。

1 旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

2 少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに關する事項並びに旅行業者の責任に關する事項が明確に（企画旅行を実施する旅行業者にあつては、企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に）定められているものであること。

3 旅行業者等は、旅行業約款（旅行業者代理業者にあつては、旅行業者の旅行業約款、第十四條の二第一項又は第二項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができるところにあつては、当該他の旅行業者の旅行業約款）をその営業所において、旅行者に見やすいように揭示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

第十二條の三 (標準旅行業約款)

その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を表示してしななければならない。

第十二条の八 (誇大広告の禁止)

第十二条の八 旅行者等は、旅行業務について広告をするときは、広告された旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第十二条の九 (標識の揭示)

第十二条の九 旅行者等は、営業所において、旅行業と旅行者の別及び国土交通省令で定める様式の様式を、公衆に見やすいように揭示しなければならない。前項の標識又はこれに類似する標識を揭示してはならない。

第十二条の十 (企画旅行の実施のための措置)

第十二条の十 旅行者は、企画旅行を実施する場合において、旅行者に対する運送等サービスの提供、旅行に関する計画の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他の当該企画旅行の円滑な実施を確保するため国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

第十二条の十一 (企画旅行に参加する旅行者に同行して、前条の国土交通省令で定める措置を講ずるための必要な業務)

第十二条の十一 企画旅行に参加する旅行者に同行して、前条の「旅行管理業務」というものを講ずる者として旅行業者による選任される者のうち主任の者は、第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しない者であつて、次条から第十二条の十四までの規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下この節において「登録研修機関」という。)が実施する旅行管理業務に関する研修(以下「旅行管理研修」という。)の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅行管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならない。

2 前項の登録に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十二条の十二 (登録研修機関の登録)

第十二条の十二 前条第一項の登録は、旅行管理研修の実施に關する業務(以下「旅行管理研修業務」という。)を行う。とする者の申請により行う。

第十二条の十三 (欠格条項)

第十二条の十三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条の十一第一項の登録を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
三 法人であつて、旅行管理研修業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

第十二条の十四 (登録基準等)

第十二条の十四 観光庁長官は、第十二条の十二の規定により登録を申請した者の行う旅行管理研修が、別表第一の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2

登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一 登録年月日及び登録番号
二 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人に於ては、その代表者の氏名
三 登録研修機関が旅行管理研修業務を行う事務所の所在地
四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第十二条の十五 (登録の更新)

第十二条の十五 第十二条の十一第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第十二条の十六 登録研修機関は、公正に、かつ、第十二条の十四第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により旅程管理研修業務を行わなければならない。

第十二条の十七 登録研修機関は、第十二条の十四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

第十二条の十八 登録研修機関は、旅程管理研修業務に関する規程（以下「旅程管理規程」という。）を定め、旅程管理研修業務の開始前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。旅程管理研修業務規程には、旅程管理研修の実施方法、旅程管理研修業務規程に定める料金をその他、国土交通省令で定める事項を定めなければならない。

第十二条の十九 登録研修機関は、旅程管理研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

第十二条の二十 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られるものをいう。）以下「電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録研修

2 機関の事務所に備えて置かなければならない。

登録研修機関の業務時間内は、いつでも、他の利害関係人は、することができ、ただし、第二号又は第四号の請求をするときは、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求であつて、前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第十二条の二十一 観光庁長官は、登録研修機関が第十二条の十四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十二条の二十二 観光庁長官は、登録研修機関が第十二条の十六の規定に違反しているとき、認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による旅程管理研修業務を行うべきこと又は旅程管理研修の方法その他の業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十二条の二十三 観光庁長官は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて旅程管理研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第十二条の十三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第十二条の十七から第十二条の十九まで、第十二条の二十第一号又は次条の規定に違反したとき。

- 三 正当な理由がないのに第十二条の二十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の十一第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第十二条の二十四 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、旅程管理研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第十二条の二十五 観光庁長官は、旅程管理研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、旅程管理研修業務の状況に関し必要な報告を求め、それができると認めることができる。

(立入検査)

第十二条の二十六 観光庁長官は、旅程管理研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、旅程管理研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(観光庁長官による旅程管理研修業務の実施)

第十二条の二十七 観光庁長官は、第十二条の十一第一項の登録を受けた者がいないとき、第十三条の規定による旅程管理研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十二条の二十三の規定により旅程管理研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により旅程管理研修業務の全部又は一部の

を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、旅程管理研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 観光庁長官が前項の規定により旅程管理研修業務の全部又は一部の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(公示)

- 一 第十二条の十一第一項の登録をしたとき。
- 二 第十二条の十七の規定による届出があつたとき。
- 三 第十二条の十九の規定による届出があつたとき。
- 四 第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消し、又は旅程管理研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 五 前条の規定により旅程管理研修業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた旅程管理研修業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(禁止行為)

- 一 第十三条 旅行者等は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 二 超えて料金を收受する行為
 - 二 重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
- 二 旅行者等は、旅行業務に関し取引をした者に対し、その取引によつて生じた債務の履行を不当に遅延する行為をしてはならない。
- 三 旅行者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関連して次に掲げる行為を行つてはならない。
 - 一 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うこと、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うこと、旅行地において施行されている法令に違反するサービスを提供を受けることをあつせんし、又はその行為を行うこと。
 - 二 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスを提供を受けることをあつせんし、又はその行為を行うこと。

第十八条の三 観光庁長官は、旅行者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があるとき、又は、当該旅行者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 旅行業務取扱管理者を解任すること。
- 二 旅行業務の取扱いの料金又は企画旅行に関し旅行者から收受する対価を変更すること。
- 三 旅行業務約款を変更すること。
- 四 企画旅行に係る第十二条の十の国土交通省令で定める措置を確実に実施すること。
- 五 旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができ、保険契約を締結すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

- 2 観光庁長官は、旅行者等が第十二条の二第三項、第十二条の四第一項若しくは第二項、第十二条の五第一項、第十二条の七、第十二条の八又は第十三条第一項（第二号に掲げる行為のうち旅行者に対する行為に係る部分に限る。）の規定に違反した場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、消費者庁長官に協議しなければならない。
- 3 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、第一項の規定による命令（前項に規定する規定に違反した旅行者等に対するものに限る。）に関し、必要な意見を述べることができ、
- 4 前二項の規定は、第六十七条の規定により、第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合には、適用しない。

（登録の取消し等）

- 第十九条 観光庁長官は、旅行者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。
- 二 第六条第一項第二号、第三号若しくは第五号から第八号までのいずれかに掲げる者に該当することとなつたとき、又

- 三 不正の手段により第三条の登録、第六条の三第一項の有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の変更登録を受けたとき。
- 2 観光庁長官は、旅行者等が登録を受けてから一年以上に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。
- 3 第六条第二項の規定は前二項の規定による処分について、前条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による処分について、それぞれ準用する。

（登録の抹消等）

- 第二十条 観光庁長官は、登録の有効期間（第六条の三第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。）が満了したとき、第七条第五項（第八条第三項又は第九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消しをしたとき、第十五条の規定による届出があつたとき、又は第十五条の二若しくは第十八条第三項（第五十条第四項又は第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録が効力を失つたときは、当該旅行業（又は旅行業者代理業の登録を抹消しなければならぬ）を登録するべき事実が発生したとき、又は第三項の規定による届出をすべき事実が発生したとき、当該届出があつて、これら規定に基づき届出がないときは、当該届出があつても、旅行業（又は旅行業者代理業の登録を抹消すること）がなくなつたとき、又は前二項の規定による承継人は、供託した営業保証金を取り戻すことができる。
- 4 第九条第八項及び第九項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合について準用する。

（旅行者登録簿等の閲覧）

- 第二十一条 観光庁長官は、旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

（手数料）

第二十二條 第六條の三第一項の規定による有効期間の更新の登録の申請をする者（第六十七條の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係る申請をする者を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 第十一條の三第一項の旅行業務取扱管理者試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第十二條の二十七第一項の規定により観光庁長官が行う旅程管理研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第二節 旅行サービス手配業

第二十三條 (登録)
旅行サービス手配業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

第二十四條 (登録の申請)
前條の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地

2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十五條 観光庁長官は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、次條第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を旅行サービス手配業者登録簿に登録しなければならない。

一 前條第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 観光庁長官は、前項の規定により登録をした場合において、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

第二十六條 (登録の拒否)
観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 第六條第一項第一号から第八号までのいずれかに該当する場合

二 営業所ごとに第二十八條の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者

2 観光庁長官は、前項の規定により登録の拒否をした場合において、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

第二十七條 (変更届出等)
旅行サービス手配業の登録を受けた者（以下「旅行サービス手配業者」という。）は、第二十四條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

2 観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、第三十七條第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があつた事項を旅行サービス手配業者登録簿に登録しなければならない。

第二十八條 (旅行サービス手配業務取扱管理者の選任)
前條の第五項の規定に適合する旅行サービス手配業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行サービス手配業務に

上の第五項の規定に適合する旅行サービス手配業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行サービス手配業務に、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正性、旅行の安全及び旅行者の利便の確保を確保するため必要となる国土交通省令で定める事項について、の管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2 旅行サービス手配業者は、その営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者として選任した者の全てが第六條第一項第一号から第六号までのいずれかに該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至つたときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行サービス手配業務取扱

る措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行サービス手配業務に關し取引をする者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置であつて、国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、国土交通省令で定めるものにより講ずることができない。この場合において、当該旅行サービス手配業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第三十一条 (禁止行為)

旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に關し取引をする者に対し、その取引に關する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に關し取引をした者に対し、その取引によつて生じた債務の履行を不当に遅延する行為をしてはならない。

3 旅行サービス手配業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行サービス手配業務に關連して、旅行サービス手配業務の信用を失墜させるものとして、国土交通省令で定める行為を行つてはならない。

第三十二条 (名義利用等の禁止)

旅行サービス手配業者は、その名義を他人に旅行サービス手配業務のため利用させてはならない。

2 旅行サービス手配業者は、営業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問はず、旅行サービス手配業務を他人にその名において經營させてはならない。

第三十三条 (旅行サービス手配業務等の委託)

旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合においては、他の旅行サービス手配業者又は旅行業者に委託しなければならない。

2 次条第一項の規定により第二条第六項に規定する行為を行う旅行業者は、当該行為を他人に委託する場合においては、旅行サービス手配業者又は他の旅行業者に委託しなければならない。

(旅行業者等による旅行サービスの手配の代理等)

第三十四条 旅行業者は、第二十三条の規定にかかわらず、旅行サービス手配業務の登録を受けなくても、第二条第六項に規定する行為を行うことができる。

2 旅行業者が代理業者が行う旅行業務については、第二十三条の規定は、適用しない。

第三十五条 (事業の廃止等)

旅行サービス手配業者は、その事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

2 旅行サービス手配業者たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3 旅行サービス手配業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知つた日から三十日以内にその旨を観光庁長官に届け出なければならない。

第三十六条 (業務改善命令)

観光庁長官は、旅行サービス手配業者の業務の運営に關し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行サービス手配業者に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができ

一 旅行サービス手配業務取扱管理者を解任すること。

二 前号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

第三十七条 (登録の取消し等)

観光庁長官は、旅行サービス手配業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 第六条第一項第二号、第三号若しくは第五号から第八号までのいずれかに掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当してい

- 三 たことが判明したとき。
 - 二 不正の手段により第二十三条の登録を受けたとき。
 - 一 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が登録を受けてから一年以内の事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。
- 第三十六條第二項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。

第三十八條 (登録の抹消)
 観光庁長官は、前条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消しをしたとき、又は第三十五條の規定による届出があつたときは、当該旅行サービス手配業者の登録を抹消しなければならない。

二 観光庁長官は、第三十五條第二項又は第三項の規定による届出をすべき事実が発生したと認める場合において、これらの規定に基づく届出がないときは、当該届出がなくても旅行サービス手配業者の登録を抹消することができる。

第三十九條 (旅行サービス手配業者登録簿の閲覧)
 観光庁長官は、旅行サービス手配業者登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

第四十條 (手数料)
 第二十九條において準用する第十二條の二十七第一項の規定により観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第三章 旅行業協会

第四十一條 (指定)
 観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができるものと認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一 申請者が一般社団法人であること。

- 二 申請者が旅行業者等及び旅行サービス手配業者のみを社員とするものであること。
- 三 申請者の定款が社員の資格の得喪に関し第四十三条の規定に適合するものであること。
- 四 申請者が第六十條第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者でないこと。
- 五 申請者の役員のうち第六條第一項第一号から第四号まで又は第六號のいずれかに該当する者がいないこと。
- 二 (以下「旅行業協会」という。)の名称、住所及び事務所所在地並びに第四十八條第一項の観光庁長官の指定する業務開始日を官報で公示しなければならない。
- 三 業務協会は、その名称、住所又は事務所所在地を業務開始日又は旅行サービス手配業務の取扱った旅行業務所を官報で公示しなければならない。
- 四 観光庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四十二條 (業務)
 旅行業協会は、次に掲げる業務をこの章に定めるところにより適正かつ確実に実施しなければならない。

- 一 旅行者及び旅行サービス手配業者の提供する者からの旅行業者等又は旅行サービス手配業者の取扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に対する苦情の解決
- 二 旅行業務又は旅行サービス手配業務の取扱いに従事する者に対する研修
- 三 旅行業務に関する社員である旅行業者又は当該旅行業者を所屬する業務に関する旅行業者と取引をした旅行者に對しその取引によつて生じた債権に関する旅行業者(以下「弁済業務」という。)
- 四 旅行業務又は旅行サービス手配業務の適切な運営を確保するための旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対する指導
- 五 旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する取引の公正の確保又は旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報

第四十三條（社員の資格及び加入）

旅行業者代理業者又は旅行サービス手配業者の別以外の制限を加えてはならない。

旅行サービス手配業者が旅行業協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の社員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

第四十四條（社員の加入及び脱退の報告）

第四十四條旅行業協会は、新たに社員が加入し、又は社員がその地位を失つたときは、直ちに、その旨を観光庁長官に報告しななければならない。

第四十五條（苦情の解決）

旅行業協会は、旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者から旅行者等又は旅行サービス手配業者が取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該旅行者等又は旅行サービス手配業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

旅行業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があるときは、当該旅行者等又は旅行サービス手配業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

旅行業協会は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

旅行業協会は、第一項の申出、これを拒んで係る事情及びその解決の結果について社員に周知させなければならない。

第四十六條（旅行業務及び旅行サービス手配業務の研修）

旅行業者等が社員として加入しているものにあつては、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について研修を受けるものとする。

研修の内容は、旅行業協会の認定を受けたものとする。

第四十七條（旅行業協会の認定）

旅行業協会は、旅行サービス手配業者が社員として加入しているものについて、旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関する必要な知識及び能力についての研修その他旅行サービス手配業者の従業員に対する旅行サービス手配業務の取扱いについて研修を受けることができるようにしなければならない。

第四十八條（旅行業協会の業務執行）

旅行業協会は、旅行サービス手配業者が社員として加入しているものについて、旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関する必要な知識及び能力についての研修その他旅行サービス手配業者の従業員に対する旅行サービス手配業務の取扱いについて研修を受けることができるようにしなければならない。

第四十九條（旅行業協会の業務執行）

旅行業協会は、旅行サービス手配業者が社員として加入しているものについて、旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関する必要な知識及び能力についての研修その他旅行サービス手配業者の従業員に対する旅行サービス手配業務の取扱いについて研修を受けることができるようにしなければならない。

第五十條（旅行業協会の業務執行）

旅行業協会は、旅行サービス手配業者が社員として加入しているものについて、旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関する必要な知識及び能力についての研修その他旅行サービス手配業者の従業員に対する旅行サービス手配業務の取扱いについて研修を受けることができるようにしなければならない。

二 弁済限度額及び債権の認証に関する事項
三 還付充当金の納付の方法に関する事項
四 弁済業務保証金の取戻し及び取戻金の管理に関する事項
五 弁済業務保証金分擔金の返還に関する事項
六 弁済業務保証金準備金の管理の方法並びに特別弁済業務保証金分擔金の額及び納付の方法に関する事項
七 前各号に掲げるもののほか、弁済業務の実施に關し必要な事項
2 観光庁長官は、前項の規定により認可をした弁済業務規約が弁済業務の適正かつ確実な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、旅行業協会に対し、その変更を命ずることが

(事業計画等)
第五十七条 旅行業協会は、毎事業年度開始前に(第四十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、事業計画及び収支予算を作成し、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。
2 旅行業協会は、毎事業年度経過後三箇月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、観光庁長官に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)
第五十八条 旅行業協会の役員の選任及び解任は、観光庁長官の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
2 観光庁長官は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第五十六条第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任により旅行業協会が第四十一条第一項第五号に掲げる要件に適合しなくなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)
第五十九条 観光庁長官は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、旅行業協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)
第六十条 観光庁長官は、旅行業協会が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項の指定を取り消すことができる。
一 第四十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 この法律、この法律に基づく命令又は第五十六条第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反したとき。
三 第五十六条第二項、第五十八条第二項又は前条の規定による処分違反したとき。
2 観光庁長官は、第四十一条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等の場合の営業保証金の供託等)
第六十一条 旅行業協会が第四十一条第一項の指定を取り消され、又は解散した場合においては、当該旅行業協会の保証社員であつた旅行者は、営業保証金を供託しなければならない。
2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十一条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、同条第三項中「国土交通省令で定める日から十四日以内」とあるのは「旅行業協会が第四十一条第一項の指定を取り消され、又は解散した日から二十一日以内」と読み替へる。

(指定の取消し等の場合の弁済業務)
第六十二条 観光庁長官は、第四十一条第一項の指定を取り消され、又は解散した旅行業協会(以下「旧協会」という。)の保証社員であつた旅行者のうち前条第二項において準用する第十八条第三項の規定により登録が効力を失つたため第二十條第一項の規定により登録を抹消された者に関する事項を旧協会に通知する。
2 旧協会は、前項の通知を受けたときは、供託した弁済業務保証金を取り戻すことができる。ただし、同項の通知に係る保証社員であつた者の弁済限度額の合計額及びその他の保証社員であつた者の弁済限度額の合計額を以て、同項の通知に係る保証社員が行使する権利が実行されていないものの合計額に相当する

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにしておくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(経過措置)
第六十六条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(都道府県が処理する事務)
第六十七条 この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(団体の届出)
第六十八条 次の各号に掲げる団体は、その成立の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を観光庁長官に届け出なければならない。

一 旅行業務に関する取引の公正の維持又は旅行業務若しくは旅行業者代理業の健全な発達を図ることを目的として旅行業者又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体

二 旅行サービス手配業務に関する取引の公正の維持又は旅行サービス手配業務の健全な発達を図ることを目的として旅行サービス手配業者又は旅行サービス手配業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体

(試験事務の代行)
第六十九条 観光庁長官は、申請により、旅行業協会に第十一条の三の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 旅行業協会は、前項の規定により試験事務を行うおとすときは、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規

程」という。）を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の試験事務規程で定めるときは、国土交通省令で定める。

4 旅行業協会は、試験事務を行う場合において、旅行業務取扱管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、国土交通省令で定める要件を備える者（以下「試験委員」という。）に行わせなければならない。

5 旅行業協会は、試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

6 観光庁長官は、旅行業協会の役員又は試験委員が、第二項の規定により認可を受けた試験事務規程（試験委員があつては、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分を含む。）に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、旅行業協会に対し、その役員又は試験委員を解任すべきことを命ずることができる。

7 試験事務に従事する旅行業協会の役員若しくは試験委員（試験委員を含む。）次項において同じ。）又はこれらの職員にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 前項に規定する旅行業協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

9 旅行業協会が試験事務を行うときは、第二十二條の規定による手数料は、旅行業協会に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、旅行業協会の収入とする。

10 第九條の規定は、旅行業協会が試験事務を行う場合に準用する。

(報告徴収及び立入検査)
第七十条 観光庁長官は、第一條の目的を達成するため必要な限度において、旅行サービス手配業者、第二十八條第一項の登録を受けた者、旅行サービス手配業者又は第六十八條各号に掲げる団体（以下「事業者」という。）の業務に関する報告をさせることができる。

2 消費者庁長官は、第十八條の三第三項（第十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べるた

め必要があると認めるときは、第十八条の第三項に規定する旅行者等に、その業務に関し、報告をさせることができる。

3 観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行者等若しくは旅行サービス業者の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一第一項若しくは第二十八条第五項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

4 消費者庁長官は、第十八条の第三項（第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べたおいて必要があるとき、その職員に第十八条の第三項に規定する旅行者等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

7 消費者庁長官は、第二項の規定による報告をさせ、又は第四項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、観光庁長官に協議しなければならない。

8 第一項及び第二項の様式は、国土交通省令又は内閣府令で定める。

（法令違反行為を行った者の氏名等の公表）
第七十一条 観光庁長官は、旅行者又は旅行サービス業者の業務の増進のため必要かつ適当であると認めるときは、国の利便の増進のため必要かつ適当であると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、この条において「法令違反行為」という違反を行う者の氏名又は名称その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、その他法令違反を確保するために必要な事項を一般に公表することができる。

第七十二条 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

（国土交通省令への委任）
第七十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五章 罰則

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して旅行業を営んだ者
二 不正の手段により第三条の登録、第六条の三第一項の有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の変更登録を受けた者

三 第六条の四第一項の規定に違反して第四条第一項第三号の業務の範囲について変更をした者
四 第十四条の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行業若しくは旅行業者代理業を他人に経営させた者

五 第十四条の三第一項の規定に違反して所属旅行者以外
六 第二十三条の規定に違反して旅行サービス手配業を営んだ者

七 不正の手段により第二十三条の登録を受けた者
八 第三十二条の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行サービス手配業を他人に経営させた者

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二十三の規定による旅程管理研修業務の停止の命令に違反した第十三条の十一第一項に規定する登録研修機関の役員又は職員
二 第二十九条において読み替えて準用する第十二条の二十
三 第二十九条に違反して旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の停止の命令に違反した第二十八条第五項に規定する登録

三 研修機関の役員又は職員
り得た秘密を漏らした者

第七十六条 第十九条第一項又は第三十七条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十七条 第七条第三項（第九条第六項において準用する場合を含む。）又は第十一条の規定に違反してその事業を開始した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第三十三条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の四第三項又は第二十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十一条の二第一項の規定に違反して旅行業務取扱管理者を選任しなかつた者

四 第十一条の二第二項の規定に違反して旅行業務に関する契約を締結した者

五 第十一条の二第九項、第十八条の三第一項、第二十八条第八項又は第三十六条の規定による命令に違反した者

六 第十二条第一項又は第三項の規定に違反して料金を揭示しなかつた者

七 第十二条の二第一項の規定により認可を受けてしなればならない事項を認可を受けなかつた者

八 第十二条の二第三項の規定に違反して旅行業務約款を揭示せず、又は備え置かなかつた者

九 第十二条の五の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

十 第十二条の六第一項の規定に違反して外務員としての業務を行わせた者

十一 第十二条の七の規定に違反して広告をした者

十二 第十二条の八の規定に違反して広告をした者

十三 第十二条の九第一項の規定に違反して標識を掲示せず、又はその営業所において掲示すべき標識以外の標識を掲示した者

十四 第十二条の九第二項の規定に違反して標識を掲示した者

十五 第十三条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

十六 第十四条の三第二項の規定に違反して明示すべき事項を明示しないで取引をした者

十七 第二十八条第一項の規定に違反して旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しなかつた者

十八 第二十八条第二項の規定に違反して旅行サービス手配業務に関する契約を締結した者

十九 第三十条の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

二十 第三十一条第一項の規定に違反して同項に規定する行為をした者

二十一 第七十条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十二 第七十条第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の陳述をした者

二十三 第七十条第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の陳述をした者

第八十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした第十二条の十一第一項に規定する登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の十九の規定による届出をしないで旅程管理研修業務の全部を廃止したとき

二 第十二条の二十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき

三 第十二条の二十五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

四 第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき

一 款 この法律及び旅行業約	科 目	一 として旅行業者によつて	講 師
----------------	-----	---------------	-----

別表第一（第十二条の十四関係）

第八十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした第二十八条第五項に規定する登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条において読み替えて準用する第十二条の十九の規定による届出をしていないで旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の全部を廃止したとき。

二 第二十九条において準用する第十二条の二十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第二十九条において準用する第十二条の二十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十九条において準用する第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第七十四条又は第七十六条から第七十九条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条の二十第一項（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十二条の第二項各号（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者。

二 第十五条第一項から第三項まで又は第三十五条各項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者。

一 この法律に関する科目	科 目	一 旅行サービス手配業務取扱管理者として旅行サービス業務に従事した者 二 旅行業務取扱管理者試験に合格した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	講 師
--------------	-----	--	-----

別表第二（第二十九条関係）

二 科 目 旅程管理業務に関する	一 旅程管理業務を行う者として旅行者のうち主任の者として旅程管理業務に五回以上従事した経験を有する者 二 旅行業務取扱管理者試験（地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。）に合格した者であつて、旅行業に五年以上従事した経験を有するもの 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者		一 旅程管理業務を行う者として旅行者のうち主任の者として旅程管理業務に従事した経験を有する者 二 旅行業務取扱管理者試験に合格した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
---------------------	--	--	--

<p>二 旅行サービス手配業務に関する科目</p>	
<p>一 取扱管理者として旅行サービス手配業務に五年以上従事した経験の有する者 二 旅行業務取扱管理者試験（地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。）に合格した者であつて、旅行業務に五年以上従事した経験を有するもの 三 前二号に掲げる者と同等的知識及び経験を有する者</p>	<p>等以上の知識及び経験を有する者</p>

第一條（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（中略）

第四條（旅行業法の一部改正に伴う準備行為）
「旅行業法」第二条の規定による改正後の旅行業法（以下「新旅行業法」という。）第二十三条又は第二十八条第五項の登録を受けようとする者は、施行日前において、新旅行業法第二十四条又は新旅行業法第二十九条において、その申請を行うことができる。法第十二条の十二の規定の例により、その申請を行うことができる。

第五條（旅行業法の一部改正に伴う経過措置）
新旅行業法第十二条の五第三項及び第四項の規定は、適用しない。締結された旅行業務に関する契約については、適

2 は、新旅行業法第二十八条第五項の規定は、施行日から六月間は、適用しない。
3 の前項の期間内における新旅行業法第二十六条第一項第二号の規定の適用については、同号中「第二十八条の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者」とあるのは、「当該事業を遂行するに必要な旅行サービス手配業務に関する知識及び経験を有する者」とする。
4 この法律の施行の際現に旧法第二十二條の二第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に新法第四十一条第一項の規定による指定を受けているものとみなす。

（後略）